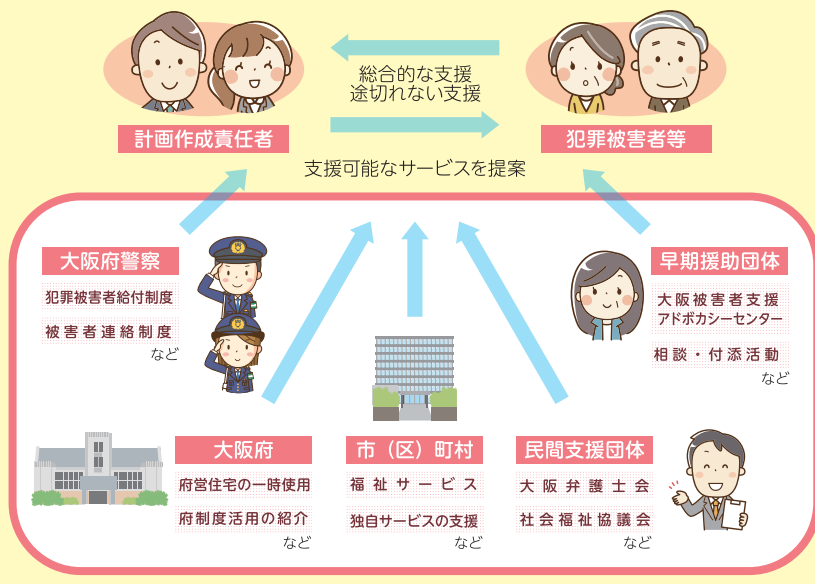


## 大阪府の支援体制

犯罪被害に遭い、お困りの方がおられましたら、「**オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）**」をご案内ください。本会議は、大阪府犯罪被害者等支援条例第 19 条(\*)に基づき設置されたもので、相談者個別の「支援計画」を作成し、関係機関が連携して支援を提供しています。

### ▼ オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）



- **対象者：**身体に傷害を負う重大な犯罪被害等にあわれたご本人（大阪府民）及びそのご家族、ご遺族
- **相談先：**大阪被害者支援アドボカシーセンター  
（06-6774-6365）

※大阪府では、本会議の運営及び支援計画作成業務を大阪被害者支援アドボカシーセンター（6ページ参照）へ委託しています。

**\*第19条**

府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。

2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。